諮問庁：独立行政法人国民生活センター
諮問日：令和８年４月１５日（令和８年（独個）諮問第３８号）
答申日：令和８年１１月６日（令和８年度（独個）答申第１４号）
事件名：特定試験における本人の採点済みの解答用紙等の一部開示決定に関する件

答　申　書

第１　審査会の結論

別紙に掲げる文書に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）につき、その一部を不開示とした決定は、妥当である。

第２　審査請求人の主張の要旨

１　審査請求の趣旨

個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）７６条１項の規定に基づく開示請求に対し、令和８年２月２７日付け７独国生資第３６－２号により独立行政法人国民生活センター（以下「センター」、「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

２　審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書の記載によると、おおむね以下のとおりである。なお、意見書については、諮問庁に閲覧させることは適当ではない旨の意見が提出されているため、その内容は記載しない。

（１）審査請求の趣旨

「センターの令和８年２月２７日付けの審査請求人に対する特定年度消費生活相談員資格試験のマークシート式試験並びに論文試験における、私（特定個人）の採点済の解答用紙における採点にかかる部分の不開示に関する処分を取り消す」との裁決を求める。

（２）審査請求の理由

ア　処分の経緯

審査請求人は令和８年１月２９日付けで「特定年消費生活相談員資格試験のマークシート式試験並びに論文試験における、私（特定個人）の採点済の解答用紙」「特定年度消費生活相談員資格試験の第２次試験における、私（特定個人）の部分得点と得点」、「特定年度消費生活相談員資格試験の第２次試験における、私（特定個人）の減点の理由」の開示請求を行った。これに対し、処分庁は令和８年２月２７日付けで「特定年度消費生活相談員資格の第２次試験に

おける、私（特定個人）の部分得点と得点」、「特定年度消費生活相談員資格試験の第２次試験における、私（特定個人）の減点の理由」の部分を不開示とする決定を行った。

イ　処分庁が主張する不開示理由

処分庁は不開示の理由として、法７８条１項７号柱書および同号ハ（正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にする、当該事務又は事業の適正な遂行に支障）を挙げ、「採点基準や具体的な配点を明らかにすることで、今後の試験問題の作成や採点の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがある」としている。

ウ　処分庁の違法性・不当性について

処分庁は、本件開示請求対象のうち採点にかかる部分について、法７８条１項７号（柱書およびハ）に該当するとして不開示とした。しかし、以下の通り、当該規定の解釈・適用を誤っており、本件処分は違法・不当である。

（ア）事務の適正な遂行に及ぼす支障の具体的立証の欠如

同号柱書は、開示により事務の適正な遂行に「支障を及ぼすおそれ」があることを要件としている。しかし、本件試験は既に終了しており、特定の受験者の解答に対する採点結果や得点を開示したとしても、直ちに今後の試験問題の作成や採点基準の秘匿性が失われるものではない。処分庁は、どのような具体的・客観的な支障が生じるのかを具体的に立証しておらず、単なる抽象的な可能性をもって不開示とした点は、法の解釈を広範に捉えすぎた裁量権の逸脱である。

（イ）採点結果の個人情報としての性質

解答用紙に付された得点や採点箇所は、審査請求人の学力や試験結果を直接示す極めて個人の特定性の強い情報である。自己の採点結果を確認することは、試験の公平性・透明性を担保する上で不可欠な権利である。これを一律に不開示とすることは、個人情報の本人開示の原則とする同法の趣旨に反する。

エ　結論

以上の通り、本件処分は不開示情報の該当性を誤認しており、理由付記も不十分であるため、速やかにこれを取り消し、当該部分の開示を求める。

第３　諮問庁の説明の要旨

１　開示請求のあった保有個人情報

・特定年度消費生活相談員資格試験のマークシート式試験並びに論文試験における特定個人（開示請求者）の採点済の解答用紙。

・特定年度消費生活相談員資格試験の第２次試験における特定個人（開示請求者）の部分得点と得点。
・特定年度消費生活相談員の資格試験の第２次試験における特定個人（開示請求者）の減点の理由。

２　諮問の概要

処分庁に対し、令和８年１月２９日付で、審査請求人から前記１記載の内容にかかる「保有個人情報開示請求書」が提出され、処分庁は、同月３０日これを受け付けた（以下「本件開示請求」という。）。本件開示請求に対し、処分庁は、令和８年２月２７日付でマークシート式試験の採点済の解答用紙は全部開示、論文試験の採点済の解答用紙は部分開示、第２次試験に関する情報は不存在と決定し、審査請求人に通知した（原処分）。

これに対し、令和８年３月１７日、審査請求人から原処分を不服として、令和８年３月１６日付「審査請求書」が提出され、処分庁は、同月１７日これを受け付けた（以下「本件審査請求」という。）。

本件審査請求に対し、処分庁において、原処分の妥当性につき改めて慎重に精査したところ、本件審査請求には理由がないと認められたため、処分庁理事長の判断により本件審査請求を棄却することにつき、情報公開・個人情報保護審査会に諮問するものである。

３　原処分における処分庁の決定及びその理由

処分庁は、開示請求の対象とされた保有個人情報のうち、「特定年度消費生活相談員資格試験のマークシート式試験並びに論文試験における特定個人（開示請求者）の採点済の解答用紙」については、マークシート式試験の採点済の解答用紙は全部開示、論文試験の採点済の解答用紙は法７８条１項７号柱書及び同号ハに該当するため、採点結果に関する部分を不開示とし、その他の部分を開示する旨の決定を行った。また、「特定年度消費生活相談員資格試験の第２次試験における特定個人（開示請求者）の部分得点と得点」「特定年度消費生活相談員の資格試験の第２次試験における特定個人（開示請求者）の減点の理由」については、取得・保有していないため不存在と決定した。

原処分において論文試験の採点済の解答用紙の採点結果に関する部分を法７８条１項７号柱書及び同号ハに該当するため不開示とした具体的な理由は、次の通りである。

①原処分で不開示とした部分を開示することにより、第１次試験の論文試験の採点基準が明らかとなり、開示を受けた一部の受験者のみが受験対策を講じるおそれがある。そのような事態が生じることにより、試験の公平性が害されるとともに、試験の実施による的確な受験者の能力の把握が困難となり、今後の試験に係る事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。

②原処分で不開示とした部分を開示することにより、開示がなされることが分かれば、試験結果に係る開示請求や問合せ等が殺到することが予想され、年間で約８００人の受験申込者を対象とする消費生活相談員資格試験の今後の業務遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあるため。

４　本件審査請求に対する判断

（１）本件審査請求の概要

審査請求人は、「審査請求書」の「４　審査請求の理由」「・処分庁の違法性・不当性について」において、処分庁が原処分において、法７８条１項７号柱書及び同号ハに該当するとして、開示請求の対象とされた保有個人情報のうち論文試験の採点済の解答用紙の採点結果に関する部分を不開示としたことは、法７８条１項７号柱書及び同号ハの解釈・適用を誤っており、以下２点において原処分が違法・不当であると主張する。

①事務の適正な遂行に及ぼす支障の具体的立証の欠如（以下「審査請求理由①」という。）

（上記第２の２（２）ウ（ア）と同内容のため省略）

②採点結果の個人情報としての性質（以下「審査請求理由②」という。）

（上記第２の２（２）ウ（イ）と同内容のため省略）

（２）本件審査請求を踏まえた判断

処分庁は、「審査請求書」に記載された審査請求人の主張を踏まえ、原処分の妥当性につき改めて慎重に精査したところ、本件審査請求には理由がないと認められると判断した。

はじめに、「特定年度国家資格消費生活相談員資格試験（消費生活専門相談員資格試験）」（以下「本件試験」という。）の受験要項６頁目には、「（３）合否判定基準」「第１次試験」として、論文試験について、以下の通り記載している。

> （Ｂ）論文試験
> ①１００点満点中、６０％以上の得点があった者とする。
> ②採点は２人の採点者で行い、それぞれの評価点（５０点満点）を合計した点数を得点とする。
> ③評価は、１０段階とする。
> 以下の答案については、減点の対象とする。
> ・指定語句の不使用
> ・指定語句に下線を引いていない場合
> ・原稿用紙の使い方の不適、誤字・脱字
> ④採点者間で採点格差が生じた場合は、必要に応じ、平均点等の状況を踏まえ、試験委員会が得点調整を行う。

また、論文試験の問題用紙には、以下の通り記載している。

論　文　試　験

次の２つのテーマのうち１つを選び、８００字以上１，０００字以内で論文にまとめ、解答用紙に記入しなさい。以下の場合は、採点の対象外となる。

①　マークシート式試験の得点が基準を超えていない場合

②　文字数の指定（下限、上限）が守られていない場合

※１行の途中までしか文字が書かれていなくても、２０字として数える。

挿入により１行の文字数が２０字を超えた場合、挿入文字数も文字数として数える。行数オーバーとならないよう受験者において注意すること。

※１行のうち１文字も記載がない行は、１行（２０字）として数えない。

※１頁のうち１文字も記載がない列は、その文字数分（２５字）を減らして数える。

③　受験番号・氏名の記入がない場合、又は正しく記入されていない場合

④　指定した箇所以外に受験番号・氏名等、個人を特定しうる記述がある場合

⑤　選択したテーマ番号の記入がない場合、又は選択した論文テーマとテーマ番号に齟齬がある等正しく記入されていない場合

⑥　指定の筆記用具以外を用いた場合

つまり、論文試験は、２人の採点者が採点を行い、それぞれの評価点（５０点満点）を合計した点数を得点とし、１００点満点中、６０％以上の得点があった者を、第１次試験の合格者（マークシート式試験の得点が基準を満たしていることは前提）としている。

受験要項には、論文試験の採点に関し、減点の対象として、「指定語句の不使用」「指定語句に下線を引いていない場合」「原稿用紙の使い方の不適、誤字、脱字」を挙げている。

なお、論文試験の問題用紙には、採点の対象外として、上記①～⑥を例示しているが、審査請求人は該当していない。

（３）処分庁の判断の理由

審査請求理由①について、処分庁は、原処分で不開示とした部分を開示することにより、第１次試験の論文試験の採点基準が明らかとなり、開示を受けた一部の受験者のみが受験対策を講じるおそれがあり、そのような事態が生じることにより、試験の公平性が害されるとともに、試験の実施による的確な受験者の能力の把握が困難となり、今後の試験に係る事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると判断する。

原処分で不開示とした部分は、一般的に、採点時、採点者が解答用紙に、得点の対象となる箇所あるいは減点の対象となる箇所に、文章や線・マークなどの印を記載することが多い。不開示とした部分を開示することによって、解答用紙に記載した答案の得点の対象となる箇所あるいは減点の対象となる箇所が審査請求人に知られることとなり、本件試験の第１次試験の論文試験の採点基準が明らかになる蓋然性が高い。消費生活相談員の資質を確保するため、本件試験の採点基準は毎年一定の基準が保たれるべきであって、年度ごとに採点基準が異なることになれば資質を維持することは困難となる。そのため、採点基準は年度ごとに異なるものではなく、既に特定年度の本件試験が終了していることは、開示を認める理由にはならない。

（審査請求人の特定又は推測につながる可能性がある記載のため省略）

審査請求理由②について、処分庁は、審査請求人の「解答用紙に付された得点や採点箇所は、審査請求人の学力や試験結果を直接示す極めて個人の特定性の強い情報である。自己の採点結果を確認することは、試験の公平性・透明性を担保する上で不可欠な権利である」との主張自体は一定の合理性があることを認めるが、「これを一律に不開示とすることは、個人情報の本人開示の原則とする同法の趣旨に反する」との主張は認めない。

法に基づく保有個人情報開示請求における個人の権利利益を保護する観点からの開示の必要性は何らの制限なく認められるものではなく、他の利益との比較衡量により一定の制限を受けることは当然であって、本件開示請求においても種々の利益衡量を行ったうえで、試験の事務又は事業の根拠となる規定・趣旨に照らし、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると判断した。

なお、審査請求人は解答用紙に付された得点を確認することが試験の公平性・透明性を担保する上で不可欠な権利であると主張するが、本件試験が２人の採点者が採点を行うことは前述の通りであって、その合計点については第１次試験合否結果（圧着はがき）において記載している。そのため、審査請求人が得点を全く認識できないものではない。

第４　調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

①　令和８年４月１５日　　諮問の受理
②　同日　　諮問庁から理由説明書を収受
③　同年５月１４日　　審査請求人から意見書及び資料を収受
④　同月２８日　　審議
⑤　同年１０月２日　　本件対象保有個人情報の見分及び審議
⑥　同月２９日　　審議

第５　審査会の判断の理由

１　本件開示請求について

本件開示請求は、本件対象保有個人情報を含む保有個人情報の開示を求めるものであり、処分庁は、本件対象保有個人情報につき、その一部を、法７８条１項７号柱書き及びハに該当するとして不開示とする原処分を行った。

審査請求人は、不開示部分の開示を求めるところ、諮問庁は原処分を妥当としていることから、以下、本件対象保有個人情報の見分結果を踏まえ、不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

２　不開示部分の不開示情報該当性について

（１）当審査会事務局職員をして改めて確認させたところ、諮問庁はおおむね以下のとおり説明する。

ア　原処分で論文試験の採点済の解答用紙の不開示とした部分には、採点者による採点内容及び採点者ごとの得点が記載されている。

イ　採点に当たっては、採点者が解答用紙の中で得点の対象となる箇所あるいは減点の対象となる箇所に、直接、線・マークなどの印やコメントを付しており、当該記載内容から、採点者がどこに着目しているか等採点の基準が分かることとなる。

消費生活相談員の資質を確保するため、本件試験の採点基準は毎年一定の基準であるところ、不開示部分を明らかにすると採点基準が推測され、単に得点しやすい答案の書き方を予測したりすることが容易となり、その結果、これに対応する受験対策が可能となる。本件論文試験は、相談内容を分析し、問題点をまとめ、資料を作成する能力を判定することを目的としているところ、このような受験対策が行われると、受験者の能力、適性等を実質的かつ正確に把握することが困難になり、今後の適正な試験に係る業務の遂行に著しい支障を及ぼすおそれがある。

また、採点の経緯に係る記載がある部分のみを不開示とした場合、その塗抹部分の位置等により、採点の経緯や基準が推測可能となるおそれがあることから部分開示はできない。

ウ　さらに、具体的な採点の内容が明らかになると、採点の妥当性に関する質問や苦情、いわれのない非難等がなされるおそれがある。

エ　なお、センターにおいては、論文試験について、評価の観点やどのような場合に減点の対象になるかは消費生活相談員資格試験の受験要項において公にしているが、正答や模範解答、詳細な採点基準等は公にしていない。

（２）当審査会において、本件対象保有個人情報を見分したところ、不開示部分には、採点作業における書き込み及び採点者ごとの得点が記載され

ていると認められ、当該部分の記載等に鑑みれば、当該部分を開示した場合に生じるおそれに係る上記（１）の諮問庁の説明は、首肯できる。

したがって、不開示部分は、法７８条１項７号柱書きに該当すると認められ、同号ハについて判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

３　付言

（１）処分庁は、原処分に係る保有個人情報開示決定通知書の「開示する保有個人情報」欄において、本件開示請求書の「１　開示を請求する保有個人情報」欄に記載された文言を引き写した文書名を記載して原処分を行っているが、本来、特段の支障のない限り、開示決定通知書の当該欄には、具体的に特定した文書名を記載すべきものである。

原処分における当該記載は、原処分を取り消すまでには至らないものの、処分庁においては、今後、この点につき留意すべきである。

（２）原処分に係る保有個人情報開示決定通知書の「不開示とした部分とその理由」欄に記載された本件対象保有個人情報に係る不開示理由は、法７８条１項関係各号の条文の規定を引き写すにとどまり、不開示とした具体的な理由が明確に示されているとはいい難い。

本件においては、審査請求人は、不開示部分の開示を求めることに重点を置いているものと見られることから、原処分を取り消すまでには至らないものの、処分庁は、今後の開示請求への対応に当たり、不開示とした具体的な理由を明確に示すよう留意すべきである。

４　本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報につき、その一部を法７８条１項７号柱書き及びハに該当するとして不開示とした決定については、不開示とされた部分は、同号柱書きに該当すると認められるので、同号ハについて判断するまでもなく、不開示としたことは妥当であると判断した。

（第５部会）

委員　市木政昭、委員　石川千晶、委員　大江裕幸

別紙　本件対象保有個人情報

　特定年度消費生活相談員資格試験のマークシート式試験並びに論文試験における、私（特定個人）の採点済の解答用紙